

改正

昭和59年規則第2号

昭和59年規則第39号

昭和63年規則第5号

平成4年規則第22号

平成5年規則第17号

平成12年規則第13号

平成14年規則第49号

平成15年規則第2号

平成19年規則第87号

平成22年規則第10号

平成23年1月24日規則第1号

平成24年12月28日規則第99号

平成31年2月26日規則第9号

武蔵野市市民農園条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、武蔵野市市民農園条例（昭和56年4月条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用区画)

第2条 武蔵野市市民農園（以下「農園」という。）を使用することができる区画数は、全農園を通じて1世帯につき1区画とする。

第3条及び第4条 削除

(使用の申込み及び承認)

第5条 条例第3条の規定による農園の使用の申込みは、公募に対し応募することにより行うものとする。

2 前項の公募は、募集の時期及び方法、募集する世帯数、応募の条件及び期間その他の必要な事項を市が発行する広報紙に掲載するほか、市長が適当と認める方法により行う。

3 市長は、第1項の公募に対する応募があった場合において、当該応募をした者（以下「応募者」

という。)が条例第2条の2に規定する資格に適合していると認めるときは、条例第3条の規定により当該応募者による農園の使用を承認し、武蔵野市市民農園使用承認決定通知書(第1号様式)により、通知するものとする。この場合において、応募者のうち条例第2条の2に規定する資格に適合しているものの数が、使用することができる農園の区画の数を超えるときは、抽せんにより農園の使用の承認を受ける者を決定するものとする。

4 市長は、応募者が条例第2条の2に規定する資格に適合していないと認めることにより、又は前項の抽せんの結果により、当該応募者による農園の使用を承認しないことを決定したときは、武蔵野市市民農園使用不承認決定通知書(第2号様式)により、通知するものとする。

(使用期間)

第6条 農園の使用期間は、市長が定める使用開始日から翌々年1月末日までとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第6条ただし書の規定は、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 農園使用者の責任でない理由で、使用できなくなつたとき。
- (2) 市長が相当な理由があると認めたとき。

(使用の辞退)

第8条 農園使用者は、農園の使用を辞退しようとするときは、速やかに武蔵野市市民農園使用辞退届(第3号様式)により、市長に届け出なければならない。

(使用の承認の取消し等)

第9条 市長は、農園使用者が農園を適正に管理していないと認めるときは、必要な改善の内容その他必要と認める事項について武蔵野市市民農園使用改善通知書(第4号様式)により、通知するものとする。

2 市長は、農園使用者が前項の規定による通知のあつた場合において市長が指定する期限までに必要な改善を行わないときその他条例第4条各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条の規定により農園の使用の承認を取り消し、武蔵野市市民農園使用承認取消通知書(第5号様式)により、通知するものとする。

(原状回復)

第10条 農園使用者は、第6条による使用期間が終了したとき、又は第8条により使用を辞退したとき及び条例第4条により使用を取り消されたときは、すみやかに農園を原状に復し返還しなければならない。

2 農園使用者が前項の規定に従わないときは、栽培物等は放棄したものとして取り扱う。

(農園使用者の補充)

第11条 市長は、農園使用者の補欠者を若干名おき、条例第4条により使用を取り消された者及び第8条により辞退者があつた場合は、順次補欠者を農園使用者として承認する。この場合の使用料は、月割計算により市が指定する日までに納入しなければならない。

(危険負担)

第12条 市長は、天災、盗難、病虫害等による栽培物の損害に対し、一切の責任を負わない。

(農園の休廃止)

第13条 使用期間内に農園を休廃止した場合、農園使用者はすみやかに農園を返還しなければならない。

2 市長は、前項の場合栽培物等一切の補償義務を負わない。

(農園の管理)

第14条 農園を管理するため、各農園に管理協力員を置く。

2 管理協力員は、条例第3条の規定による農園の使用の承認を受けた者であつて、週3回以上農園に行くことができるもののうちから、市長が委嘱する。

3 管理協力員は、農園の施設等について点検し、武蔵野市市民農園管理状況報告書(第6号様式)により、月ごとに市長に報告するものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和59年2月6日規則第2号)

この規則は、昭和59年3月1日から施行する。

付 則 (昭和59年12月24日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和63年3月30日規則第5号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年6月8日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。ただし、別表の改正規定(関前南市民農園の項に係る部分に限る。)は、同年7月15日から施行する。

付 則 (平成5年4月14日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市市民農園条例施行規則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

付 則（平成12年3月21日規則第13号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月29日規則第49号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年1月22日規則第2号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成19年11月30日規則第87号）

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

付 則（平成22年3月15日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年1月24日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年12月28日規則第99号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の第5条第3項の規定により承認を受けている武蔵野市市民農園の区画面積については、なお従前の例による。

付 則（平成31年2月26日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。